

山陽小野田市地域公共交通会議設置要綱

平成26年2月26日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため山陽小野田市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とし、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 山陽小野田市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 中国地方整備局山口河川国道事務所宇部国道維持出張所長又はその指名する者
- (8) 山口県宇部土木建築事務所長又はその指名する者
- (9) 山陽小野田警察署長又はその指名する者
- (10) 学識経験者その他交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項に掲げるもののうち、その職により委嘱又は任命された委員が、その職を有しなくなったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は、山陽小野田市長又はその指名する者をもって充て、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 第3条第2項第1号、第4号及び第10号以外の委員で、事故その他やむを得ない事由により、会議に出席できないときは、その旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。

4 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議事項の内容により、会議の開催に代え文書による協議を行うことができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱いについては、十分配慮し、必要に応じて非開示とする等の適切な措置を講じるものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 交通会議の事務局は、山陽小野田市産業建設部商工労働観光課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年2月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日後初めて委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。